

長野市子ども・子育て支援事業計画(資料編)

長野市子ども・子育て支援事業計画に掲載する資料編については、次のとおり、目標値設定根拠、策定経過その他の同計画の本編を補完する資料等について記載するものです。

資 料 編

1 指標・目標値一覧

(1) 計画全体の目標

指標 1 子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合			
対象	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 31 年度)	目標値設定根拠
就学前児童の保護者	93.8%	94.0%以上	ながの子ども未来プラン中間評価時(平成 24 年度)以上を目指す。
小学生児童の保護者	91.0%	91.0%以上	ながの子ども未来プラン中間評価時(平成 24 年度)以上を目指す。
指標 2 子育てに「非常に不安や負担」を感じる保護者の割合			
対象	現状値 (平成 24 年度)	目標値 (平成 31 年度)	目標値設定根拠
就学前児童の保護者	9.3%	8.0%以下	これまでの取組による減少率(0.2ポイント/年)以上の減少を目指す。
小学生児童の保護者	11.0%	9.0%以下	少なくとも子育て支援に関するニーズ調査結果(9.9%平成 20 年度)以下を目指す。
指標 3 合計特殊出生率			
現状値 (平成 25 年)	目標値 (平成 31 年)		目標値設定根拠
1.50	1.54 以上		これまでの取組による上昇率(0.006/年)以上の上昇を目指す。

(2) 個別事業の目標

事業名	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	目標値設定根拠等
基本施策 1-1 計画的な教育・保育施設等の整備					
1号認定・2号認定（幼児期の幼児期の学校教育の利用希望）	提供体制充足区域数	平成 27 年度	12 区域	12 区域 （全区域） （平成 29 年度）	教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」に対する提供体制を全区域で確保・維持する。
2号認定（保育利用）	提供体制充足区域数	平成 27 年度	11 区域	12 区域 （全区域） （平成 29 年度）	教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」に対する提供体制を全区域で確保・維持する。
3号認定（0歳）	提供体制充足区域数	平成 27 年度	8 区域	12 区域 （全区域） （平成 29 年度）	教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」に対する提供体制を全区域で確保・維持する。
3号認定（1・2歳）	提供体制充足区域数	平成 27 年度	7 区域	12 区域 （全区域） （平成 29 年度）	教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」に対する提供体制を全区域で確保・維持する。
基本施策 1-2 教育・保育の一体的提供の推進					
認定こども園整備促進	幼保連携型認定こども園数	平成 25 年度	4 園	10 園	平成 26 年度における幼稚園から認定こども園に移行したいとする意向等を踏まえ、基準値より 6 園増やす。
幼保小連携会議	幼保小連携接続カリキュラム実施小学校数 実施幼稚園、保育所数	平成 25 年度	7 校 7 施設	54 校 70 施設	全小学校と関連する幼保園で実施する。
こども広場運営	こども広場の数	平成 25 年度	2 施設	2 施設	3 歳未満児の保育所等入所の増加傾向等を勘案し、基準値を維持する。
地域子育て支援センター運営	実施か所数 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」	平成 25 年度	6 園 6 園 3 園	18 園	地域子育て支援センターを 3 か所増設する。
おひさま広場運営	おひさま広場実施園数	平成 25 年度	92 園	114 園 （全園）	市内保育所・幼稚園・認定こども園を全園実施する。
基本施策 1-3 教育・保育施設の質の向上					
子育て支援員の育成・確保	子育て支援員（仮称）認定数	—	—	100 人	1 年度につき、20 人ずつ認定する。
職員研修の促進	研修会開催数	平成 25 年度	48 回	48 回	基準値の開催数を維持する。

事業名	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	目標値設定根拠等
園の自己評価の促進	教育・保育施設の自己評価実施園数	平成 25 年度	35 園	62 園	公立保育所 30 園、指定管理園 4 園、公設民営園 5 園及び私立保育所 47 園のうち約半数に当たる 23 園での実施を想定し、設定するもの
障害児保育事業	障害児研修受講者数	平成 25 年度	280 人	356 人	公立保育所 30 園×9 回、指定管理園 4 園×1 回、公設民営園 5 園×1 回及び私立保育所 47 園×1 回の開催（受講者は、各施設 1 人）を想定し、設定するもの
教育・保育施設の施設訪問	発達が気になる子への園訪問による相談延べ人数	平成 25 年度	468 人	1,710 人	訪問による指導により、園の支援対応力が上がる。 全園を年 3 回訪問、1 回当たり 5 名の相談を見込む。
基本施策 2-1 子ども・子育て支援事業の充実					
利用者支援事業	利用施設数	平成 26 年度	2 施設	2 施設	市内のこども広場で実施する。
延長保育事業・休日保育事業（時間外保育事業）	実施園数	平成 26 年度	53 園	54 園	私立施設は全園、公立施設は指定園とする。
放課後子ども総合プラン（放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室））	放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施するか所数	平成 27 年度	5 か所	18 か所	同一の施設で両事業を実施する「か所数」を現在の 5 か所から 18 か所に増やす。
	提供体制充足区域数	平成 27 年度	32 区域	55 区域 (全区域)	放課後子ども総合プランでは全ての児童を対象にした全小学校で両事業を実施することから全 55 小学校区を設定する。
ショートステイ・トワイライトステイ（子育て短期支援事業）	ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	平成 25 年度	87 日	259 日	利用者数が増加しており、平成 25 年度実績の年 20%増の推移を見込む。
はじめまして赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	訪問率	平成 25 年度	87.9%	100%	新・健康ながの 21 における取組指標に基づき設定する。

事業名	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	目標値設定根拠等
養育支援訪問事業	要支援家庭に対する支援実施率	平成 25 年度	100%	100%	保健師の訪問により要支援と判断された家庭への支援者派遣ができない状況はないので、100%と設定する。
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場（地域子育て支援拠点事業）	実施か所数 こども広場 地域子育て支援センター （「センター型」） （「小規模型」） （「相談・交流型」）	平成 25 年度	2 か所 15 か所 （6 か所） （6 か所） （3 か所）	20 か所	地域子育て支援センターを 3 か所増設する。
一時預かり事業	実施か所数 延べ利用者数	平成 25 年度	11 か所 12,616 人	13 か所 14,000 人	実施か所数は「ながの子ども未来プラン」を維持、延べ利用者数は、就学前児童数及び一時預かりの実績の推移から設定する。
病後児保育事業（病児保育事業）	実施か所数	平成 25 年度	1 か所	2 か所	ながの子ども未来プランの目標値を継続する。
ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	依頼会員数 提供会員数 両方会員数	平成 25 年度	1,475 人 334 人 121 人	1,500 人 370 人 200 人	提供会員の現況値 1割増やす。
多子世帯の保育料軽減	対象児童	—	—	未定	県の多子世帯の保育料軽減措置をかんがみ、事業内容を精査する。
福祉医療費給付事業	対象児童年齢	平成 26 年度	小学生以下	中学生以下	県内他市の状況をかんがみ、義務教育終了時までとする。
基本施策 2-2 地域ぐるみの子育て支援の推進					
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場（再掲）	実施か所数 こども広場 地域子育て支援センター （「センター型」） （「小規模型」） （「相談・交流型」）	平成 25 年度	2 か所 15 か所 （6 か所） （6 か所） （3 か所）	20 か所	地域子育て支援センターを 3 か所増設する。
保育所地域活動事業	実施か所数	平成 25 年度	84 園	86 園 （全園）	公立・私立保育所の全園とする（公立保育所 30 園、指定管理園 4 園、公設民営園 5 園及び私立保育所 47 園）。
子育てサークル等のネットワーク化への支援	交流会の開催地区数	平成 25 年度	16 地区	32 地区 （全地区）	ながの子ども未来プランの目標値を継続する。

事業名	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	目標値設定根拠等
長野市子育て情報ホームページの作成充実	「ながの子育て情報」ページへのアクセス数	平成 25 年度	13,659 件	24,193 件	平成 25 年度実績から年 10%の増を見込む。情報発信の充実がアクセス数の増加につながる。
ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)(再掲)	依頼会員数 提供会員数 両方会員数	平成 25 年度	1,475 人 334 人 121 人	1,500 人 370 人 200 人	提供会員の現況値 1割増やす。
地域活動団体に対する活動支援	地域福祉ワーカ ー設置地区数	平成 25 年度	28 地区	第三次長野市地 域福祉計画(平 成 28~33)によ り設定	第三次長野市地域福祉計画(平成 28~33)により設定
ながの子育て家庭優待パスポート事業	市内協賛店舗数	平成 25 年度	594 店舗	700 店舗	過去 6 年間の平均増加数年 20 店を見込む。市民がサービスを受ける機会が広がる。
放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))(再掲)	放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施するか所数	平成 27 年度	5 か所	18 か所	同一の施設で両事業を実施する「か所数」を現在の 5 か所から 18 か所に増やす。
	提供体制充足区域数	平成 27 年度	32 区域	55 区域 (全区域)	放課後子ども総合プランでは全ての児童を対象にした全小中学校で両事業を実施することから全 55 小中学校区を設定する。
職業体験機会の創出	職場体験学習実施中学校数	平成 25 年度	24 校	24 校 (全校)	全中学校で実施する。
乳幼児とふれあう機会の提供	受け入れ保育所数	平成 25 年度	84 園	86 園 (全園)	公立・私立保育所の全園とする。
基本施策 2-3 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進					
経済団体等との連携による事業主への意識啓発	ワーク・ライフ・バランスセミナー参加者数	平成 25 年度	202 人	250 人	直近の参加者数の動向から設定する。
子育て雇用安定奨励金交付事業	交付事業所数	平成 25 年度	3 事業所	3 事業所	直近年度実績から設定する。
トライアル雇用者常用雇用促進奨励金制度	雇用者数	平成 25 年度	12 人	10 人	5 年間の平均から設定する。
仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度	制度の見直し	平成 26 年度	実施	拡大	建設事業者に限らず範囲の拡大について検討する。 取組の評価方法について検討する。
延長保育事業・休日保育事業(時間外保育事業)(再掲)	実施園数	平成 26 年度	53 園	54 園	私立施設は全園、公立施設は指定園とする。
夜間保育事業	実施か所数	平成 26 年度	1 か所	1 か所	若葉保育園における夜間保育による実施とする。

事業名	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	目標値設定根拠等
病後児保育事業 (病児保育事業)	実施か所数	平成 25 年度	1 か所	2 か所	ながの子ども未来プランの目標値を継続する。
一時預かり事業 (一般型・余裕活用品型・訪問型)(再掲)	実施か所数 延べ利用者数	平成 25 年度	11 か所 12,616 人	13 か所 14,000 人	実施か所数はながの子ども未来プランを維持、延べ利用者数は、就学前児童数及び一時預かりの実績の推移から設定する。
ショートステイ・トワイライトステイ(子育て短期支援事業)	ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	平成 25 年度	87 日	259 日	利用者数が増加しており、平成 25 年度実績の年 20%増を見込む。
放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))(再掲)	放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施するか所数	平成 27 年度	5 か所	18 か所	同一の施設で両事業を実施する「か所数」を現在の 5 か所から 18 か所に増やす。
	提供体制充足区域数	平成 27 年度	32 区域	55 区域 (全区域)	放課後子ども総合プランでは全ての児童を対象にした全小学校で両事業を実施することから全 55 小学校区を設定する。
基本施策 3-1 児童虐待防止対策の充実					
長野市要保護児童対策協議会運営	実務担当者会議開催回数	平成 25 年度	7 回	9 回	虐待ケースのある保健センター 9 センター単位での実施を目指す。
児童相談体制の充実	専門職の配置 相談員数	平成 25 年度	未実施 2 人	実施 3 人	相談体制の充実を目指し設定する。
児童虐待に対する専門性の向上	児童委員・保育所・学校等への研修開催回数	平成 25 年度	1 回	3 回	ながの子ども未来プランの目標値を継続する。
こども相談室	保護者、園等の支援者からの相談件数	平成 26 年度	360 件	660 件	発達が気になる子の対応や子育てについての悩みの軽減につながる。 月相談数 5 件の増(年 60 件)を見込む。
マタニティセミナー	参加者数(実人員)	平成 25 年度	563 人	660 人	ながの子ども未来プランでは、参加延べ人数を目標値としていたが、年間の定員数(参加実人員)を見込み設定する。
はじめまして赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)(再掲)	訪問率	平成 25 年度	87.9%	100%	新・健康ながの 21 における取組指標に基づき設定する。

事業名	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	目標値設定根拠等
養育支援訪問事業 (再掲)	要支援家庭に対する支援実施率	平成 25 年度	100%	100%	保健師の訪問により要支援と判断された家庭への支援者派遣ができない状況はないので、100%と推計する。
乳幼児健康教室・ 講習会	乳幼児健康教室参加率 (7-8か月・2歳児健康教室の参加率の平均値)	平成 25 年度	75.0%	85.0%	2歳児教室の参加率が低い傾向であるが、1歳6か月児健診後のフォローの場として重要であるため、これを向上させることを目標として設定する。
	親子よい歯サポート教室参加者数	平成 25 年度	1,730 人	2,168 人	過去 5 年間の増加率を基に算出する。
	離乳食講習会参加者数	平成 25 年度	2,366 人	2,300 人	現在の事業の実施体制と参加者数を考慮し設定する。
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場(地域子育て支援拠点事業)(再掲)	実施か所数 こども広場 地域子育て支援センター (「センター型」) (「小規模型」) (「相談・交流型」)	平成 25 年度	2 か所 15 か所 (6 か所) (6 か所) (3 か所)	20 か所	地域子育て支援センターを 3 か所増設する。
児童虐待防止法の周知	広報誌への掲載	平成 25 年度	年 2 回	年 2 回	現状実施数を維持する。
一時里親事業の実施	実施回数	平成 25 年度	年 2 回	年 2 回	現状実施数を維持する。
基本施策 3-2 ひとり親家庭の自立支援の推進					
母子・父子自立支援員の設置	自立支援員数	平成 26 年度	2 (1.5) 人	2 人	現状維持とし、設定する。
こども相談室(再掲)	保護者、園等の支援者からの相談件数	平成 26 年度	360 件	660 件	発達が気になる子の対応や子育てについての悩みの軽減につながる。 月相談数 5 件の増(年 60 件)を見込む。
保育所や放課後子ども総合プラン利用への配慮	受け入れ実施率	—	—	100%	現状実施数を維持する。 ただし、放課後児童クラブ等については、未設定とする。
ショートステイ・トワイライトステイ(子育て短期支援事業)(再掲)	ショートステイ・トワイライトステイ利用日数	平成 25 年度	87 日	259 日	利用者数が増加しており、平成 25 年度実績の年 20%増を見込む。

事業名	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	目標値設定根拠等
養育支援訪問事業 (再掲)	要支援家庭に対する支援実施率	平成 25 年度	100%	100%	保健師の訪問により要支援と判断された家庭への支援者派遣ができない状況はないので、100%と推計する。
ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業) (再掲)	依頼会員数 提供会員数 両方会員数	平成 25 年度	1,475 人 334 人 121 人	1,500 人 370 人 200 人	提供会員の現況値 1割増やす。
自立支援教育訓練給付金事業	給付金受給者数	平成 25 年度	2 人	10 人	H26(9人)、H27、28(9人)、H29、30、31(10人)を見込む。
高等職業訓練促進費給付金事業	給付金受給者数	平成 25 年度	20 人	20 人	年 1 名ずつ増加を見込む。H26(15 人)を見込む。
トライアル雇用者常用雇用促進奨励金制度 (再掲)	雇用者数	平成 25 年度	12 人	10 人	5 年間の平均とする。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	新規貸付件数	平成 25 年度	9 件	26 件	過去 5 か年の最高貸付件数を見込む。
ひとり親家庭児童への通学費援護金の支給	援護金受給者数	平成 25 年度	176 人	233 人	H26 の見込数 178 人から年 11 人の増加を見込む。
基本施策 3-3 障害児支援の充実					
こども相談室 (再掲)	保護者、園等の支援者からの相談件数	平成 26 年度	360 件	660 件	発達が気になる子の対応や子育てについての悩みの軽減につながる。 月相談数 5 件の増(年 60 件)を見込む。
発達支援あんしんネットワーク事業	事例検討数	平成 26 年度	150 件	350 件	事例検討により、支援者の質の向上と地域発達支援会議における連携の強化を図る。 9センターでの年 4 回の地域発達支援会議(304 件)及び研修会等での検討数とする。
乳幼児健康診査	4 か月児健康診査受診率(集団)	平成 25 年度	98.0%	100%	ながの子ども未来プランの目標値を継承する。
	9~10 か月児健康診査 受診率(個別)	平成 25 年度	83.5%	90.0%	
	乳児一般健康診査受診率(個別)	平成 25 年度	77.0%	83.0%	
	1 歳 6 か月児健康診査 受診率(集団)	平成 25 年度	95.0%	100%	
	3 歳児健康診査受診率(集団)	平成 25 年度	95.3%	100%	

事業名	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	目標値設定根拠等
乳幼児健康教室・ 講習会（再掲）	乳幼児健康教室 参加率 （7～8か月・2 歳児健康教室 の参加率の平 均値）	平成 25 年度	75.0%	85.0%	2 歳児教室の参加率 が低い傾向であるが、 1 歳 6 か月児健診後 のフォローの場とし て重要であるため、こ れを向上させること を目標として設定す る。
	親子よい歯サポ ート教室参加者 数	平成 25 年度	1,730 人	2,168 人	過去 5 年間の増加率 を基に算出する。
	離乳食講習会参 加者数	平成 25 年度	2,366 人	2,300 人	現在の事業の実施体 制と参加者数を考慮 し設定する。
障害者相談支援セ ンターの設置	相談件数（児童 分）	平成 25 年度	1,997 件	2,000 件	基準値を維持（現在策 定作業中の第四期長 野市障害福祉計画の 策定結果により変更 あり）とする。
障害児相談支援・ 計画相談支援	サービス等利用 計画の作成率	平成 25 年度	39.8%	100%	H24～H26 の3か年で 障害児通所支援利用 者全員にサービス等 利用計画をする。
母子専門相談	実施回数	平成 25 年度	11 回	12 回	現在の実施回数を維 持する。
乳幼児発達健診	実施回数	平成 25 年度	33 回	40 回	現在の実施回数を維 持する。
発達相談・すくす く広場・あそびの 教室	すくすく広場・あ そびの教室実施 回数	平成 25 年度	370 回	370 回	現在の実施回数を維 持する。
障害児保育事業 （再掲）	障害児研修受講 者数	平成 25 年度	280 人	356 人	公立保育所 30 園×9 回、指定管理園 4 園× 1 回、公設民営園 5 園 × 1 回及び私立保育 所 47 園× 1 回の開催 （受講者は、各施設 1 人）を想定し、設定す るもの
教育・保育施設の 施設訪問（再掲）	発達が気になる 子への園訪問に よる相談延べ人 数	平成 25 年度	468 人	1,710 人	訪問による指導によ り、園の支援対応力 が上がる。 全園を年 3 回訪問、1 回当たり 5 名の相談 を見込む。
障害児自立サポー ト事業	利用者数	平成 25 年度	405 人	400 人	基準値を維持（現在策 定作業中の第四期長 野市障害福祉計画の 策定結果により変更 あり）する。
障害者（児）施設 医療ケア事業	利用者数	平成 26 年度	9 人（見込み）	14 人	1 人/年の増加を見込 み設定

事業名	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	目標値設定根拠等
短期入所行動障害児援護事業	利用回数	平成 25 年度	540 泊	600 泊	基準値を維持(現在策定作業中の第四期長野市障害福祉計画の策定結果により変更あり)する。
心身障害児親子交流保育事業	実施園数	平成 25 年度	3 園	5 園	障害児支援事業所へ働きかけを行い、基準値より2園増やす。
障害児親子交流体験	実施園数	平成 25 年度	35 園	34 園 (公立全園)	公立保育所(指定管理含む。)全園において実施する(H31年度民営化8園を想定)。
長野市教育センター研修講座の開催	特別支援教育講座数	平成 26 年度	9 回	9 回	過去5年間の推移から設定する。
特別支援教育支援員の配置	支援員の配置人数	平成 25 年度	98 人	120 人	過去5年間の推移から設定する。
特別支援教育巡回相談員	教育巡回相談員訪問回数	平成 25 年度	735 回	800 回	過去5年間の推移から設定する。
教育支援委員会	教育相談取扱件数	平成 25 年度	396 件	400 件	過去5年間の推移から設定する。
障害理解の学習会の開催	開催回数	平成 25 年度	5 回	6 回	5年間で各地区1回の開催を見込む。
障害理解に関するリーフレット作成	作成回数	平成 25 年度	年1回	年1回	毎年1回作成する。
障害者週間事業	参加人数	平成 25 年度	223 人	350 人	直近5か年の傾向から設定する。
発達障害等のしおりの作成	相談室だより発行数	平成 26 年度	年3回	年6回	保護者や支援者への啓発を図る。 2か月に1回発行

2 計画策定の経緯等

長野市社会福祉審議会への諮問

25 厚第 170 号

平成 25 年 10 月 2 日

長野市社会福祉審議会
委員長 立 岩 睦 秀 様

長野市長 鷲 澤 正 一

諮 問 書

長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について、社会福祉法第7条
第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

長野市社会福祉審議会の答申（イメージ）

平成 27 年 1 月 30 日

長野市長 加 藤 久 雄 様

長野市社会福祉審議会
委員長 増 山 幸 一

答 申 書

平成 25 年 10 月 2 日付け、25 厚第 170 号をもって長野市社会福祉審議
会に対してなされた「長野市子ども・子育て支援事業計画策定について」
の諮問について、本審議会で慎重審議を重ねた結果、別添のとおり結論を
得たので答申します。

〈平成 25 年度 長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿〉

区 分		氏 名	役 職 名	
議員		中 野 清 史 松 田 光 平	市議会議員	
学識経験者	会長	塚 田 和 子	教育委員	
		上 村 恵 津 子	信州大学教授	
社会福祉関係者	団体の代表者	小 林 康 夫	長野市幼稚園連盟会長	
		平 栗 美 保 子 玉 川 吉 彦	長野市民生児童委員協議会 児童・母子（父子）部会長	
		副会長	海 野 英 順	長野市私立保育協会会長
			角 田 則 男	長野市児童館館長・施設長会会長
			和 田 勇 造	（財）長野県児童福祉施設連盟役員
			坂 本 一 枝	長野市母子寡婦福祉会役員
	保護者		石 井 ま ゆ み	公立保育園園長会保護者
			小 林 栄 美 子	長野市幼稚園連盟保護者
			古 川 麻 梨	長野市私立保育協会保護者
	公募		小 野 道 子	
		竹 内 啓 子		
		西 澤 美 恵 子		

※区分別順不同、敬称略

〈平成 26 年度 長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿〉

区 分		氏 名	役 職 名
議員		松 田 光 平 寺 沢 さ ゆ り	市議会議員
学識経験者		金 山 美 和 子	長野県短期大学講師
		清 水 豊 喜	長野市校長会 副会長（長野市小学校校長会会長）
	会長	塚 田 和 子	教育委員
	副会長	水 口 崇	信州大学助教
社会福祉関係者	団体の代表者	小 林 康 夫	長野市幼稚園連盟会長
		玉 川 吉 彦	長野市民生児童委員協議会 児童・母子（父子）部会長
		峰 川 暁 見	長野市私立保育協会会長
		南 澤 厚 子	長野市児童館館長・施設長会会長
		和 田 勇 造	（財）長野県児童福祉施設連盟役員
	保護者	赤 沢 仁 美	公立保育園園長会保護者
		小 林 綾	長野市幼稚園連盟保護者
		小 山 玲 子	長野市私立保育協会保護者
	公募		柄 澤 礼 子
		小 林 美 智 子	
		野 村 健 一 郎	

※区分別順不同、敬称略

〈計画の策定経過〉

月 日	主な検討事項等
〈平成 25 年度〉	
平成 25 年 5 月 27 日	○ 幼稚園における保護者の就労状況等のアンケート調査実施
平成 25 年 5 月 31 日	○ 第 1 回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 ・長野市版子ども・子育て会議について
平成 25 年 5 月 31 日	○ 第 1 回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・長野市版子ども・子育て会議について
平成 25 年 6 月 3 日	○ 部長会議 ・長野市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)ーながの子ども未来プラン中間評価報告
平成 25 年 7 月 3 日	○長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会要領施行
平成 25 年 7 月 16 日	○ 長野市子ども・子育て支援事業計画策定等支援業務委託事業者選定委員会開催
平成 25 年 7 月 24 日	○ 長野市子ども・子育て支援事業計画策定等支援業務委託
平成 25 年 8 月 9 日	○ 第 1 回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画の作成等について ・長野市の現状等について ・ニーズ調査について
平成 25 年 8 月 26 日	○ 第 2 回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・子ども・子育て支援事業計画の作成等について ・長野市の現状等について ・ニーズ調査について
平成 25 年 9 月 12 日 ～9 月 27 日	○長野市子ども・子育て支援事業計画の策定の準備に係る利用希望把握調査等（ニーズ調査）の実施 ・調査の対象及び世帯数 市内に居住する乳幼児のうち、平成 19 年 4 月 2 日から平成 25 年 8 月 16 日までに出生したものの保護者を対象とし、抽出の上、4,000 世帯を対象とした。 ・調査期間 平成 25 年 9 月 12 日から 9 月 27 日まで（16 日間） ・回収率 53.8%

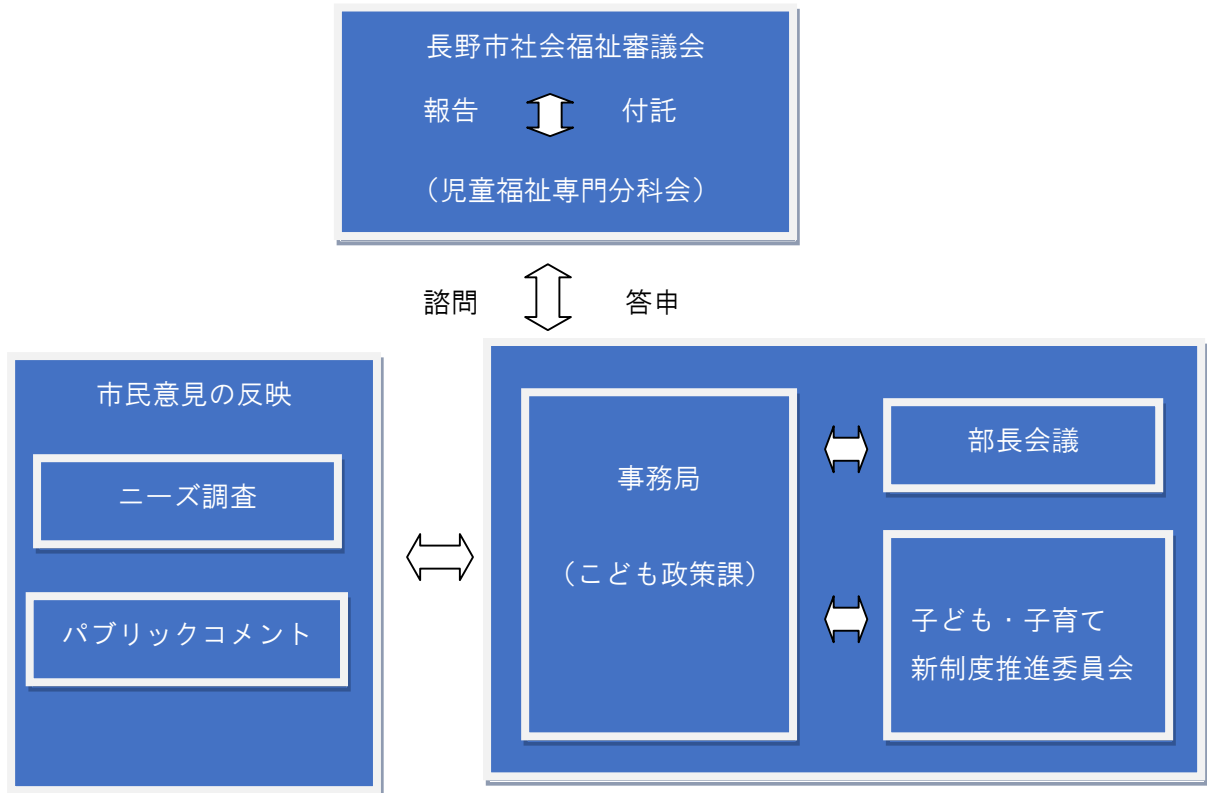
月 日	主な検討事項等
平成 25 年 9 月 19 日 ～10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所・幼稚園・認定こども園の運営方針等について照会 <ul style="list-style-type: none"> ・照会先 <ul style="list-style-type: none"> ・各公立・私立保育所 ・各私立幼稚園 ・各公立・私立認定こども園 ・照会内容 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営方針 ・特色ある取組等 ・その他事項（食育の取組、地域との協働など） ・照会期間 平成 25 年 9 月 19 日から 10 月 3 日まで
平成 25 年 9 月 30 日	○ 長野市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例公布、施行
平成 25 年 10 月 2 日	○ （仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画策定諮問
平成 25 年 10 月 2 日	○ 子ども・子育て支援事業計画策定諮問児童福祉専門分科会へ付託
平成 25 年 10 月 8 日	○ 認可外保育施設の利用状況に関する調査実施
平成 25 年 10 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 2 回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画の構成等について ・幼児期の教育・保育の一体的提供の推進等について
平成 25 年 11 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 3 回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画の構成等について ・幼児期の教育・保育の一体的提供の推進等について
平成 25 年 11 月 26 日	○ 第 1 回子育て・子育て対策特別委員会開催
平成 25 年 12 月 10 日	○ 第 2 回子育て・子育て対策特別委員会開催
平成 26 年 1 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 3 回長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望把握調査（ニーズ調査）の結果（単純集計）について ・教育・保育提供区域の設定について
平成 26 年 1 月 15 日	○ 第 3 回子育て・子育て対策特別委員会開催
平成 26 年 1 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 4 回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・利用希望把握調査（ニーズ調査）の結果（単純集計）について ・教育・保育提供区域の設定について
平成 26 年 1 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 2 回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度の概略について
平成 26 年 2 月 24 日	○ 第 4 回子育て・子育て対策特別委員会開催

月 日	主な検討事項等
平成 26 年 3 月 11 日	○ 第 5 回子育て・子育て対策特別委員会開催
平成 26 年 3 月 28 日	○ 第 5 回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ・事業計画の構成（案）について
＜平成 26 年度＞	
平成 26 年 4 月 16 日	○ 第 6 回子育て・子育て対策特別委員会開催
平成 26 年 5 月 20 日	○ 第 1 回（通算第 4 回）長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 ・子ども・子育て支援新制度について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保の方策について
平成 26 年 5 月 29 日	○ 第 1 回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 ・子ども・子育て支援新制度について
平成 26 年 5 月 29 日	○ 第 1 回（通算第 6 回）長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について ・子ども・子育て支援新制度について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保の方策について ・婚活支援事業について
平成 26 年 6 月 13 日	○ 第 7 回子育て・子育て対策特別委員会開催
平成 26 年 7 月 2 日	○ 第 2 回（通算第 5 回）長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画の施策について ・子ども・子育て支援新制度に係る設備、運営等に関する基準について ・保育の必要性の認定に係る事由について
平成 26 年 7 月 15 日	○ 第 2 回（通算第 7 回）長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画の施策について ・子ども・子育て支援新制度に係る設備、運営等に関する基準について

月 日	主な検討事項等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の必要性の認定に係る事由について ・ 新制度における利用者負担（保育料）の設定について
平成 26 年 7 月 23 日	○ 第 8 回子育て・子育て対策特別委員会開催
平成 26 年 7 月 25 日	○ 第 3 回（通算第 6 回）長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画について ・ 新制度における利用者負担（保育料）の設定について ・ 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について（中間答申素案）
平成 26 年 8 月 8 日	○ 第 3 回（通算第 8 回）長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画について ・ 新制度における利用者負担（保育料）の設定について ・ 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について（中間答申素案）
平成 26 年 9 月 2 日	○ 第 4 回（通算第 7 回）長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後子ども総合プランについて ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画について ・ 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について ・ 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所利用者負担について（中間答申案）等
平成 26 年 9 月 25 日	○ 第 4 回（通算第 9 回）長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画について ・ 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について ・ 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所利用者負担について（中間答申案）等 <p style="margin-left: 40px;">子育て・子育て対策特別委員会提言書（長野市議会子育て・子育て対策特別委員会）</p>
平成 26 年 9 月 30 日	○ 第 2 回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について ・ 「子ども・子育て支援新制度」における長野市の保育所等利用者負担について
平成 26 年 9 月 30 日	○ （仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画中間答申
平成 26 年 10 月 1 日	○ 部長会議 【議事】 <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）について

月 日	主な検討事項等
平成 26 年 10 月 15 日 ～11 月 14 日	○ 市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施
平成 26 年 12 月 26 日	○ 第 5 回（通算第 8 回）長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会開催 【議事】 ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画について
平成 27 年 1 月 22 日	○ 第 5 回（通算第 10 回）長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 【議事】 ・（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画について
平成 27 年 1 月 30 日	○ 第 3 回長野市社会福祉審議会開催 【議事】 ・長野市子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成 27 年 2 月 16 日	○ 部長会議 【議事】 ・長野市子ども・子育て支援事業計画（案）について

〈計画策定に係る体系図〉



市民意見の反映

長野市の市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、利用希望把握調査（ニーズ調査）※を実施するとともに、長野市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）からの中間答申を踏まえ作成した同事業計画（素案）について、同素案の内容を公表し、広く市民等から意見・提案を募集することを通じて、当該策定への市民参画の機会を確保するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、寄せられた意見等を考慮した透明性の高い計画とするため、「長野市まちづくり提案制度 実施要綱」に基づき、市民意見等の募集（パブリックコメント）を実施しました。

○募集期間：平成 26 年 10 月 15 日～平成 26 年 11 月 14 日

○意見等提出者数：53 人

○意見等の件数：126 件

※ニーズ調査の結果概要

○調査対象：市内在住の就学前児童がいる家庭の保護者 4,000 人（回収数 2,152 人）

○調査期間：平成 25 年 9 月 12 日～平成 25 年 9 月 27 日

○自由意見：985 件

3 用語解説（イメージ）

あ行		
アセスメント	査定、事前評価。ここでは、子どもや保護者、家庭等の状況を把握し、虐待のリスクや緊急度、必要な対応や支援等を検討すること。	P90
一体型	全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。	P61、P62、P81、P86
M字カーブ	女性の労働力率において、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴を示したものの	P18
か行		
核家族	夫婦（父親又は母親）とその未婚の子ども若しくは夫婦のみからなる家族をいう。	P2、P15、P16
家庭的保育	家庭的な雰囲気の中で、少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業	P7
カリキュラム	学校の教育目標を達成するために、児童・生徒の発達段階や学習能力に応じて、順序だてて編成した教育内容の計画 教育課程	P51、P52
合計特殊出生率	15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人の子供を産むかを表す。	P7、P16
公定価格	政府によって決定される価格。ここでは、子ども・子育て支援新制度において、市町村の確認を受けた施設・事業の利用にかかる国が定めた基準により算定した費用のこと。	P55、P56
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。	P2
さ行		
里親制度	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度	P94
小1の壁	主に共働き家庭において、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。	P30、P58
小規模保育	利用定員が6人以上19人以下の小規模の保育施設	P7、P42

自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などをいう。	P7
た行		
地域子ども・子育て支援事業	教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業（子ども・子育て支援法第59条）	P4、P34、P35、P37、P38、P58
DV（ドメスティック・バイオレンス）	同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のことである。近年ではDVの概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。	P94、P97
は行		
保育利用率	満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合 保育利用率 = 3号子どもに係る保育の利用定員数 / 満3歳未満の子どもの数全体	P50
ら行		
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合	P18

※表中Pは、計画(答申案)のページを示す。

4 長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会要綱

(設置)

第1 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則第12条の規定に基づく施行前の準備を行うため、長野市子ども・子育て支援新制度推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事項について総合的な調整を行う。

- (1) 特定教育・保育施設に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業に関すること。
- (4) 長野市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、こども未来部長とし、副委員長は、こども未来部こども政策課長とし、委員は、次に掲げる職に在る者を充てる。

- (1) こども未来部子育て支援課長
- (2) こども未来部保育課長
- (3) 保健福祉部障害福祉課長
- (4) 保健所健康課長
- (5) 教育委員会学校教育課長

(委員長の職務等)

第4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(事務局)

第6 委員会の事務局は、こども未来部こども政策課に置く。

(補足)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年7月3日から施行する。

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月8日から施行する。

5 長野市社会福祉審議会条例

(設置等)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、社会福祉に関する事項を調査審議するほか、児童福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）及び精神障害福祉に関する事項を調査審議するものとする。

3 社会福祉法第11条第1項の規定に基づき設置する身体障害者福祉専門分科会を障害者福祉専門分科会と称し、第6条第1項第2号に掲げる事項を調査審議するほか、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第6項の規定により意見を聴く機関とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別な事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項

(3) 児童福祉専門分科会 児童及び母子の福祉に関する事項（子ども・子育て支援に関する事項を含む。）

(4) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項

(5) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を行う。

(審査部会)

第7条 障害者福祉専門分科会の審査部会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定又は指定の取消しに関する事項
- (3) 更生医療担当医療機関の指定又は指定の取消しに関する事項

2 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、審査部会の会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を行う。

(専門分科会及び審査部会の会議)

第8条 専門分科会又は審査部会の招集、定足数及び議決については、第5条の規定を準用する。

この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会又は審査部会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長又は部会長」と、「委員」とあるのは「専門分科会又は審査部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 専門分科会又は審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に長野市地方社会福祉審議会の委員である者は、この条例の規定に基づく長野市地方社会福祉審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の長野市地方社会福祉審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

(長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例の廃止)

3 長野市地方社会福祉審議会の調査審議事項の特例を定める条例(平成10年長野市条例第59号)は、廃止する。

附 則(平成12年9月29日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月30日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 長野市特別職の職員等の給与に関する条例（昭和 41 年長野市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 12 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 20 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 30 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。